

# 公民会合併等補助金

公民会の合併又は再編に要する事務費等について、補助金を交付し支援します。

## 条件

- (1) 2以上の公民会の全部をもって一の公民会を置く場合
- (2) 1以上の公民会の全部に他の公民会の一部を編入することで、一の公民会を置く場合
- (3) 2以上の公民会でそれぞれの公民会の一部をもって、新たに一の公民会を置く場合
- (4) 公民会の区域の一部をもって、新たに一の公民会を置く場合
- (5) 前各号に掲げるほか、公民会の合併又は再編を実施した場合

公民会の合併等に要した事務費として、該当する公民会の1公民会に対し、10万円以内の補助金を交付し支援します。

担当窓口 総合政策課地域振興係 0996-24-8917